

静岡市と静岡産業大学との包括連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡産業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に例示する事項等について連携し協力する。

- (1) 誰もが住みやすいまちづくりに関すること
- (2) 地域産業、地域経済の活性化に関すること
- (3) 教育、人材育成に関すること
- (4) 観光振興、国際化に関すること
- (5) 文化・スポーツによるまちづくりに関すること
- (6) 情報化の推進に関すること
- (7) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること

（包括連携推進協議会）

第3条 前条に掲げる分野に係る連携及び協力の円滑な推進を図るため、甲と乙で構成する包括連携推進協議会を設置する。

2 包括連携推進協議会に関し必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相互に知り得た秘密事項について、本協定の有効期間又は有効期間後を問わず、第三者に対し提供してはならない。ただし、甲及び乙双方協議を経た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成28年7月4日

(甲) 静岡市

(乙) 静岡産業大学

市長

田辺信宏

学長

鷺崎早雄